

(写)

長門市告示第 90 号

令和 7 年第 2 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 7 年 5 月 8 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議案

第 1 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

第 2 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第 3 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

第 4 号 長門市監査委員の選任について

報告

第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

その他付議事件

- 議長の選挙
- 副議長の選挙
- 常任委員の選任
- 議会運営委員の選任
- 萩・長門清掃一部事務組合議会議員の選挙
- 選挙管理委員及び同補充員の選挙

令和 7 年第 2 回

長門市議会臨時会

議 案

目 次

議案

- 第 1 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）
- 第 2 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 3 号 専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第 4 号 長門市監査委員の選任について

報告

- 第 1 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）
- 第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議案第 1 号

専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する条例）

長門市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

長門市長 江 原 達 也

長門市条例第 19 号

長門市税条例の一部を改正する条例

長門市税条例（平成 17 年長門市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 第１章　総則 第２節　賦課徴収 （公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。)</u>第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を長門市公告式条例(平成１７年長門市条例第３号)第３条に規定する掲示場に<u>揭示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができ<u>る状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第１８条の３　<u>施行規則</u>第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号)第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第２章　普通税 第１節　市民税	本則 第１章　総則 第２節　賦課徴収 （公示送達） 第１８条　法第２０条の２の規定による公示送達は、_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____長門市公告 式条例(平成１７年長門市条例第３号)第３条に規定する掲示場に<u>揭示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第１８条の３　<u>地方税法施行規則(昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。)</u>第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和２６年法律第１８５号)第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 第２章　普通税 第１節　市民税

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規

(所得控除)

第 34 条の 2 所得割の納税義務者が法第 314 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 11 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 11 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(市民税の申告)

第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 第 4

定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。)) に係る部分を除く。) 及び第 2 項の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。))、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶

項に規定する扶養控除額_____

_____の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 第 1 項 (同項第 2 号に掲げる寄附金 (特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。)) に係る部分を除く。) 及び第 2 項の規定により控除すべき金額 (以下この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) 及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 30 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 25 年法律第 27 号) 第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。))、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶

養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条
第 1 項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者
(以下この条において「給与所得
者」という。)で市内に住所を有す
るものは、当該申告書の提出の際に
經由すべき同項に規定する給与等の
支払者(以下この条において「給与
支払者」という。)から毎年最初に
給与の支払を受ける日の前日まで
に、施行規則で定めるところによ
り、次に掲げる事項を記載した申告
書を、当該給与支払者を經由して、
市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給
者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条
の 6 第 1 項の規定により同項に規定
する申告書を提出しなければならない
者又は法の施行地において同項に
規定する公的年金等(所得税法第 203
条の 7 の規定の適用を受けるものを
除く。以下この項において「公的年
金等」という。)の支払を受ける者で
あって、特定配偶者(所得割の納税義
務者(合計所得金額が 900 万円以下
であるものに限る。))の自己と生計を
一にする配偶者(退職手当等(第 53 条
の 2 に規定する退職手当等に限る。
以下この項において同じ。))に係る所
得を有する者であって、合計所得金
額が 95 万円以下であるものに限
る。)をいう。第 2 号において同
じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の
者又は控除対象扶養親族であって退
職手当等に係る所得を有する者に限
る。)若しくは特定親族(退職手当等
に係る所得を有する者であって、合
計所得金額が 85 万円以下であるも
のに限る。)を有する者(以下この条
において「公的年金等受給者」とい
う。)で市内に住所を有するもの
は、当該申告書の提出の際に經由す

養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条
第 1 項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者
(以下この条において「給与所得
者」という。)で市内に住所を有す
るものは、当該申告書の提出の際に
經由すべき同項に規定する給与等の
支払者(以下この条において「給与
支払者」という。)から毎年最初に
給与の支払を受ける日の前日まで
に、施行規則で定めるところによ
り、次に掲げる事項を記載した申告
書を、当該給与支払者を經由して、
市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給
者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条
の 6 第 1 項の規定により同項に規定
する申告書を提出しなければならない
者又は法の施行地において同項に
規定する公的年金等(所得税法第 203
条の 7 の規定の適用を受けるものを
除く。以下この項において「公的年
金等」という。)の支払を受ける者で
あって、特定配偶者(所得割の納税義
務者(合計所得金額が 900 万円以下
であるものに限る。))の自己と生計を
一にする配偶者(退職手当等(第 53 条
の 2 に規定する退職手当等に限る。
以下この項において同じ。))に係る所
得を有する者であって、合計所得金
額が 95 万円以下であるものに限
る。)をいう。第 2 号において同
じ。)又は扶養親族(年齢 16 歳未満の
者又は控除対象扶養親族であって退
職手当等に係る所得を有する者に限
る。)

_____を有する者(以下この条
において「公的年金等受給者」とい
う。)で市内に住所を有するもの
は、当該申告書の提出の際に經由す

べき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第 2 節 固定資産税

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産

（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 152 条第 5 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国

べき所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

第 2 節 固定資産税

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産

（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国

家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第3節 軽自動車税

家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)
第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

第3節 軽自動車税

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円

イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

エ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円

オ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第 89 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する

(種別割の税率)

第 82 条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000 円

イ 2 輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6 キロワットを超え、0.8 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

(新設)

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400 円

エ (略)

(2)・(3) (略)

(種別割の減免)

第 89 条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する

個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力
(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3・4 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第

個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3・4 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記

95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)
が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 (略)

5 (略)

6 第 2 項又は第 4 項の規定により申請書を提出し減免を受けている者で、当該申請書の記載事項に異動がない場合は、第 2 項又は第 4 項の規定にかかわらず、市長が定める日までに軽自動車税減免現況届を提出することをもって申請書の提出に代えることができる。この場合において、第 2 項又は第 4 項に定める書類の添付を省略することができる。

第 6 節 特別土地保有税

(特別土地保有税の減免)

第 139 条の 3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付

載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

(新設)

3 (略)

4 (略)

5 第 2 項又は第 3 項の規定により申請書を提出し減免を受けている者で、当該申請書の記載事項に異動がない場合は、第 2 項又は第 3 項の規定にかかわらず、市長が定める日までに軽自動車税減免現況届を提出することをもって申請書の提出に代えることができる。この場合において、第 2 項又は第 3 項に定める書類の添付を省略することができる。

第 6 節 特別土地保有税

(特別土地保有税の減免)

第 139 条の 3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付

して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3)（略）

3（略）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4)（略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3)（略）

3（略）

第3章 目的税

第1節 入湯税

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(2)～(4)（略）

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2（略）

2～22 (略)

23 法附則第 15 条第 36 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

24 法附則第 15 条第 37 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 40 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

26 法附則第 15 条第 41 項に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2～13 (略)

14 市長は、法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 15 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 17 項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定を適用することができる。

15 (略)

16 (略)

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第 92 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこを

2～22 (略)

23 法附則第 15 条第 37 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

24 法附則第 15 条第 38 項に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

25 法附則第 15 条第 41 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

26 法附則第 15 条第 42 項に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2～13 (略)

(新設)

14 (略)

15 (略)

(新設)

いい、第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第 92 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。)当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。)の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に

換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ(第 93 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 34 条の 2、第 36 条の 2 第 1 項ただし書、第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 3 条の規定 令和 8 年 1 月 1 日

(2) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 6 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(3) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施

行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固

定資産税について適用し、令和 6 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 5 条 新条例第 82 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 6 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、市税条例第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 94 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）市税条例第 94 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 2 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 14 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 14 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の過失割合を 40%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 15,444 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 15,444 円

4 発生の原因となる事実

令和 7 年 3 月 27 日午前 7 時 30 分頃、相手方が市道掛渕大坊線を自動車で走行中、路面沈下部に自動車左側の前後輪が落ち、その衝撃により、相手方に物的損害を与えたもの

議案第 3 号

専決処分の承認について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 23 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により市議会の承認を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 23 日

長門市長 江 原 達 也

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定める。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所

氏名

2 和解の内容

長門市の過失割合を 100%とする。

長門市は損害を受けた相手方に対し、損害の解決金として 48,843 円を賠償するものとする。

なお、長門市及び相手方との間には、本件事故に関し、上記の損害賠償金以外に一切の債権債務がないことを相互に確認する。

3 損害賠償の額 48,843 円

4 発生の原因となる事実

令和 7 年 2 月 18 日午前 8 時 20 分頃、長門市三隅下 518 番地所在の三隅交流プラザ（当時、三隅農業者トレーニングセンター。）敷地内において、相手方車両が敷地内通路から駐車場への進入につき溝蓋上を走行した際、溝蓋の鉄板が溝にずれ落ちると同時に同鉄板の対角の跳ね上がりによって車両の右サイドシル下部にへこみと塗装剥離を及ぼし、物的損害を与えたもの

議案第 4 号

長門市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任する長門市監査委員を下記の者とするについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意
を求める。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 吉津 弘之
- 3 生年月日 [REDACTED]

報告第 1 号

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議会の議決を得た契約の金額を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 2 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 12 月 2 日

長門市長 江 原 達 也

記

工事請負契約の一部を変更することについて

令和 5 年第 3 回長門市議会臨時会において議決された議案第 1 号「工事請負契約の締結について（仙崎公民館建築工事）」中契約金額「305,800,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 27,800,000 円）」を「304,211,600 円（うち消費税及び地方消費税の額 27,655,600 円）」に変更する。

報告第 2 号

専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更することについて）

議会の議決を得た契約の金額を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 2 月 13 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により市議会に報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

長門市長 江 原 達 也

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 13 日

長門市長 江 原 達 也

記

工事請負契約の一部を変更することについて

令和 6 年第 2 回長門市議会臨時会において議決された議案第 2 号「工事請負契約の締結について（西消防署庁舎建築工事）」中契約金額「192,500,000 円（うち消費税及び地方消費税額 17,500,000 円）」を「191,427,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 17,402,500 円）」に変更する。